

答 申 第 44 号
令和 4 年 3 月 29 日

仙台市教育委員会 御中
(教育局教育人事部教職員課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第 41 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

令和 3 年 7 月 14 日付け R3 教教教第 1186 号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 53 号

- (1) 「平成〇年〇月〇日付文書『告発状』(『体罰や不適切な指導及び言動』等の事案について)で、体罰事案を教職員課に告発し回答を督促している。また、教職員課に対して『仙台市教育委員会職員に係る懲戒処分の基準』に即し、教職員課として規定に基づいた対応を求めている。しかし、未だに合理的な回答書を受け取っていない。このことに係る会議録(発言者名も全て)」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (2) 「平成〇年〇月、D氏(現〇〇中教諭)が、体育科の評定に係る改ざん行為を行った際の顛末書(記録)」、「平成〇年〇月、当方父母は、当時のF教頭から『私は体育が専門ですが、〇〇〇〇さんの評定の基礎資料を見る限り、5か4の生徒です』との説明を受けた。その会議録」、「当時のF教頭から、『本来このようなことは、あってはならないことです』との説明及び謝罪を受けたが、その謝罪の会議録」、「成績改ざん行為を行った理由について(悪意に満ちた行為を故意に行ったとする理由について)の顛末書(記録)」、「故意に『3』を付けられるなど、いじめを助長する行為を〇〇〇〇は受け、いじめ被害を受けた。被害生徒〇〇〇〇は自分以外の1年〇組男子全生徒の評定が5と4だけであることを『吹聴いじめ』を受けて知り得た。また、〇〇部員全員(同教員が顧問)が5と4だけであり、〇〇〇〇だけが3である旨『吹聴いじめ』を〇〇部員(主犯加害生徒〇〇)から受けて知り得た。このことに係る指導記録及び顛末書(記録)」、「評価(公簿)における不正な改ざん行為や嫌がらせ行為(いじめを助長する行為)を受け、『吹聴いじめ』が発生したことは周知の事実であるが、このことに係る指導記録及び顛末書(記録)」、「その後、被害生徒〇〇〇〇の通信票の評定と指導要録の評定を本来の評定に改ざんし直したが、このこと

に係る同顛末書（記録）」、「他の生徒の評定も改ざんが行われている恐れがあることを忠告の上で調査の要望をしたが、このことに係る同調査記録（顛末書）」、「このような同教員による悪質な行為や不適切な指導及び言動（いじめを助長する行為）が行われた後、その後も被害生徒はクラスメイトや同部員や同級生らから、心ない言葉をかけられ、悪口を言われるようになった。この吹聴いじめに係る調査記録」、「被害生徒が同教員にいじめられている等と学校内により広く知れ渡ってしまい、被害生徒は以前にも増して学校内での居場所がなくなってしまう。同生徒は、これまで感じていた『学校内で軽んじられ、相手にされない』という悩みをより深めることとなった。そして、その結果、被害生徒は、心を痛め登校を渋るようになった。その際の調査結果及び指導記録等々」、「市教委で行われた、これらのことに係る会議録」及び「これらのことに係る調査結果及び記録がない場合、今後、市教委が再調査をいつ頃行うのか？ 今後の市教委各課の方針」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (3) 「C氏（現〇〇中教諭）が『体罰や不適切な指導及び言動』を行ったことに係る顛末書（記録）」、「平成〇年〇月上旬、C氏（現〇〇中教諭）が、〇〇部員約 100 名や指導教員ら及び保護者らが見ている前で、生徒をつるし上げ、生徒が身動きができない状態で体育館の壁に何度も打ち付ける体罰を行ったことに係る記録」、「平成〇年〇月上旬、C氏（現〇〇中教諭）が、次の日も部員や指導教員ら及び保護者が見ている前で、〇〇〇〇に対して『遅刻だ！』等と 20 分間に渡り大声で威圧や罵声及び暴言を吐くなどの『言葉による暴力』を行ったことに係る記録」、「その後、このような同教員による悪質な体罰行為や不適切な指導及び言動が行われた後、被害生徒は同部員やクラスメイトらから、心ない言葉をかけられ、悪口を言われるようになった。この吹聴いじめの記録」及び「被害生徒が同教員にいじめられている（体罰を受けている）等とクラスにより広く知れ渡ってしまい、被害生徒は以前にも増してクラス内での居場所がなくなってしまった。同生徒は、これまで感じていた『クラス内で軽んじられ、相手にされない』という悩みをより深めることになった。そして、その結果、被害生徒は、心を痛め登校を渋るようになった。その際の記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (4) 「C氏（現〇〇中教諭）が『体罰や不適切な指導及び言動』を行ったことに係る顛末書（記録）」、「『告発状（体罰事案について）』等文書を受け取っての会議（打合せ）等文書」、「平成〇年〇月上旬と中旬、被害生徒〇〇〇〇が欠席した日に、C氏（現〇〇中教諭）が、〇〇中学校〇〇部員らと一緒にあって、被害生徒〇〇のいじめに加担した。その際の記録」、「C氏は『サボリ』『サボりは許さない』『潰してやる』『学校に来られないようにしてやる』等々と言い放ちながら地面をおもいっきり蹴り上げた。このような行為は、少なくとも 3 度以上行われている。その際の記録」、「被害生徒〇〇は、継続しているいじめや継続している教員による不適切な行為等を受けたことによる体調不良で休んでいたために、登校後、学校内で吹聴いじめを受けたことによって、同教員による『言葉による体罰』や『不適切な指導及び言動』を知り得た。その際の記録」、「その後、このような同教員による悪質な体罰行為や不適切な指導及び言動が行われた後、被害生徒は同部員やクラスメイトらから、心ない言葉をかけられ、悪口を言われるようになった。この吹聴いじめの記録」、「被害生徒が同教員にいじめられている（体罰を受けている）等とクラスにより広く知れ

渡ってしまい、被害生徒は以前にも増してクラス内での居場所がなくなってしまった。同生徒は、これまで感じていた『クラス内で軽んじられ、相手にされない』という悩みをより深めることになった。そして、その結果、被害生徒は、心を痛め登校を渋るようになった。その際の記録、「平成〇年〇月〇日、〇〇中学校内で行われた上記に係る『謝罪の会』に係る記録」、「参加者記録（当方父母、F教頭、C氏、〇〇部顧問H氏の名前が記載されているもの）」及び「C氏が『生徒らが（話を）盛っている』などと言いつき、当方父母に対しての謝罪が記載されているもの」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (5) 「『証明書発行についてのお願い1』で、事実証明書の発行について依頼をした。しかし、平成〇年〇月〇日付教育長回答書（H〇教教第142-143号）では、『要望には応じられない旨回答いたします。』と回答があった。市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (6) 「『告発状1 “元仙台市立〇〇中学校長I氏（現〇〇中学校長）が、被害生徒〇〇〇〇に係る体罰事案及びいじめを助長する行為によりいじめが発生した事案（重大事態）を放置・隠蔽（職務放棄及び怠慢、安全配慮義務違反）などを犯した事案等々について”で、仙台市教育委員会教職員課に対して告発を行い、『仙台市教育委員会職員に係る懲戒処分の基準』の規定に沿った対応を求めた。しかし、平成〇年〇月〇日付教育長回答書（H〇教教第142-135号）では、『要求には応じられない旨回答いたします。』と回答があった。市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (7) 「『告発状2 “体罰や不適切な指導及び言動等の事案について”』で、仙台市教育委員会教職員課に対して告発を行い、『仙台市教育委員会職員に係る懲戒処分の基準』の規定に沿った対応を求めた。しかし、平成〇年〇月〇日付教育長回答書（H〇教教第142-136号）では、『要求には応じられない旨回答いたします。』と回答があった。市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (8) 「平成〇年〇月〇日付市教委教育相談課『回答書』H〇教学相第469号ではI氏が『体罰及びいじめを助長する行為（成績改ざん行為）』を『学校で適切に対応』と答え、体罰及びいじめを助長する行為（成績改ざん行為）自体を『学校で適切な対応』などと主張していることが明らかに読み取れる。本回答に記載の教員による指導の件（成績改ざん行為やいじめを助長する行為）に係る聴き取り結果について、学校及び市教委が作成した文書作成に係る文書記録及び関係文書記録（教員に対して聴き取った『年月日』『聴き取り場所』『事情聴取された教員名』『聴き取り者名』『事情聴取内容』『解決済み内容（校長の口頭注意等、教員処分についての詳細など）』等々）のうち、平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』以外の文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (9) 「平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』において、次のような記載がある。『2聴取結果②部活参加時の遅刻について（平成〇年〇月頃）』の最終行、『なお、生徒を壁に打ち付ける体罰は一切行っていない。』と

している。しかし、居合わせた少なくとも3名以上教員らと、3名以上の保護者と、100名以上の部員生徒らがその一部始終を目撃しているのである。C講師が、生徒に対して『何をニヤついてんだ！』『俺のことをバカにしているのか！』等と怒鳴りながら、生徒をつるし上げて何度も壁に打ち付ける体罰を行ったことをみんなが目撃しているのである。そして、心配した生徒らはこの生徒から直接話を聴いているのである。また、体罰を受けた生徒とその保護者らが、学校側と話し合いを行っていることについても『他の生徒らに対して告発があった』ために噂に挙がっているのである。この事案は、体罰を受けた生徒のみならず、それを目撃した生徒らが恐怖心を抱く等の間接被害を受け、帰宅後その一部始終を保護者らに伝えている事案である。その後、他の生徒や保護者らに対して経過の説明が一切無かった。また、同記録のF教頭・9行目に『C講師からの体罰の訴えや、〇〇によるいじめの訴えは無く、このことについて父親とやり取りことは考えられず』との記載があるが、当方とF教頭との電話のやり取りは、少なくとも5回以上も行われており、そのうち2回は学校側（F教頭）からのものである。一回は私用の携帯から、もう一回は学校の電話番号からである。当方では、後日（同年〇月中）に電話でこれらのことを訴えており、F教頭からは、『現在、被害生徒の保護者との間において、解決に向けての話し合いを行っている最中であること』旨の話も聴いているのである。また、当方からは、『〇〇さんの保護者がキツイ方でありクレマーなので、今後も〇〇や〇〇家が標的にされることが予想されるので、しばらくは様子を見て欲しい』旨を伝えているのである。これまでに文書や口頭（電話）で求めてきた上記に係ることについて、聴き取った『年月日』『聴き取り者名』『事情聴取内容』等々についての文書記録のうち、平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』以外の文書記録に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (10) 「平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』において、次のような記載がある。『2聴取結果②部活参加時の遅刻について（平成〇年〇月頃）』の5行目、『ある日、〇〇を含む複数の生徒が』との記載がある。しかし22分間も罵倒を受けたのは〇〇一人である。〇〇は涙を流しながら『僕遅刻なんてしていません』とC講師に対して何度も訴えているのである。また、父親は、この光景の一部始終を目撃している。C講師がみんなの前で『遅刻だ！』『遅刻は許さない！』『いくら走るのが速くてもレギュラーにはしない』『帰れ！』『練習には来るな！』『練習には交ぜない！』などと顔面に唾を吐き捨てながら（唾をかけながら）激高しているC講師の言葉による体罰の一部始終を父親は目撃している。そして、22分間も罵倒され続け、言い掛かりをつけられた様子をグッと堪えながら見ていた父親は直ぐに『どうしたのですか？』と説明を求めた。しかし、興奮冷めやらぬC講師は、保護者である父親に対してまでも『なんや！？』『保護者が出る幕じゃねえ！』『遅刻する奴は必要ねえ』等と罵倒してきた。その様子は、あたかもヤクザのようであった。そして、父親は『〇〇は私と一緒に来ているので決して遅刻なんてしてないこと』『正確な時間を、他の教員にも確認してほしいこと』『一部始終を目撃していたこと』『教頭（管理職）にこのことを伝えること』等々を言ったが、C講師の興奮は冷めやらぬ、『勝手にしろ！教頭なんて怖くねえし！！』『参加は認めない！』などと睨めつけながら言ってきた。※被害生徒〇〇〇〇は、心が傷つき走る気力も無くなっ

てしまったので、練習に参加することもできず、唯々練習が終わるまで一人泣き続けたのである。そもそも中庭には全員が居て、誰一人も遅刻などしていないことは周知の事実である。そのことはC講師も分かっていたはずである。また、中庭で集まろうとしない生徒が居たとしても、『集合！』などと声を掛けるはずである。それを全く行わず、C講師は、〇〇一人だけをターゲットにし、言い掛かりをつけて罵倒した挙げ句、保護者までにも同様のことを行ってきたのである。当方では、F教頭に対して電話で上記の全てを報告している。当方とF教頭との電話のやり取りは、少なくとも5回以上も行われており、そのうち2回は学校側（F教頭の携帯と、学校の電話番号）からのものである。この事案は、言葉により体罰を受けた生徒のみならず、それを目撃していた生徒らが恐怖心を抱く等の間接被害を受け、帰宅後その一部始終を保護者らに伝えている事案である。その後、学校側から他の生徒や保護者らに対して、経過の説明は一切無かった。また、同記録のF教頭・6行目に『その結果、部活動に参加させるか否かといった基準が不明確であったと判断し、父親に対しては、以後気を付ける旨の電話を研修会場から掛けた』との記載があり、学校側の非を認める回答がある。これまでに文書や口頭（電話）で求めてきた上記に係ることについて、聴き取った『年月日』『聴き取り者名』『事情聴取内容』等々についての文書記録のうち、平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』以外の文書記録に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (11) 「平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』において、次のような記載がある。『2聴取結果③C講師によるサボリ発言について（平成〇年〇月頃）』の4行目、『C講師は他の〇〇部員になぜ〇〇は休んでいるのか聞いたことがあった。』と記載があり、続けて『H教諭から知らされていれば、このような発言をすることはなかった。』と記載がある。そもそも『このような発言』と、発言内容を認めているのである。その態様については以下の通りである。『(地面を思いっきり蹴り上げながら)サボリ、サボりは許さない！潰してやる。学校に来られないようにしてやる！』等と激昂しながら発言したのである。このことについては、平成〇年〇月〇日の謝罪の会時にも、父親が再度確認を行っている。またその時に、C講師は『生徒らが話を盛っている（大げさに言っている）』旨の言い訳をしていたが、F教頭からの促しを受け『とにかく謝りましょう！』と教員らから謝罪を受けたものである。本事案は、『平成〇年〇月中旬』と『同年同月下旬』の2回も行われているのである。しかも、当方〇〇は、いじめ被害を受け登校渋りがあり、いじめにより体調不良による欠席が続いていたのである。しかし、C講師は、このことを知っていながら、2度も上記行動を起こしているのである。（他の生徒も同様のことを行われている。）C講師は、温かく見守るといった姿勢が無いばかりか、副顧問として正顧問に対して、生徒の欠席についての確認を疎かにした挙げ句、『H先生から知らされていれば』と反省の様子も全く見せていない。また、同文書6行目に記載がある通り、『〇〇部員が、その次の日に〇〇に対して“C先生が怒っていた”と話を大きくして話したということが真相』との記載がある。仮にそのことが事実であるとするならば、〇〇部員が〇〇に対して吹聴いじめを行っていることが明らかに確認できることである。さらに、同文書11行目に記載がある通り、『〇〇という生徒について認知していない。』との記載がある。『〇〇〇〇』は、被害生徒〇〇〇〇のクラスメイトであり、学級

内の〇〇部員は（〇〇の他）『〇〇〇〇』一人しか存在しないのである。しかも『〇〇〇〇』はこれまでにいじめに加担してきた加害の一人でもある。このことについては、学校側は認知していたはずである。〇/〇担任の聴き取りメモには、加害『〇〇』の名前も記載がある。被害生徒〇〇〇〇は、学級内において、C講師による不適切な言動を知り得たのである。しかも学級内で『僕サボってなんかいないもん』と泣きながら訴えていたのである。このことは2度もあった事案である。これまでに文書や口頭（電話）等で求めてきた上記に係ることについて、聴き取った『年月日』『聴き取り者名』『事情聴取内容』等々についての文書記録のうち、平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』以外の文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする以下の(1)から(11)までの個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成 30 年 12 月 10 日付け個人情報非開示決定、平成 31 年 3 月 5 日付け個人情報非開示決定及び平成 31 年 3 月 29 日付け個人情報非開示決定（以下これらを「原処分」という。）について、それらの処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「平成〇年〇月〇日付文書『告発状』（『体罰や不適切な指導及び言動』等の事案について）で、体罰事案を教職員課に告発し回答を督促している。また、教職員課に対して『仙台市教育委員会職員に係る懲戒処分の基準』に即し、教職員課として規定に基づいた対応を求めている。しかし、未だに合理的な回答書を受け取っていない。このことに係る会議録（発言者名も全て）」
- (2) 「平成〇年〇月、D氏（現〇〇中教諭）が、体育科の評定に係る改ざん行為を行った際の顛末書（記録）」、「平成〇年〇月、当方父母は、当時のF教頭から『私は体育が専門ですが、〇〇〇〇さんの評定の基礎資料を見る限り、5か4の生徒です』との説明を受けた。その会議録」、「当時のF教頭から、『本来このようなことは、あってはならないことです』との説明及び謝罪を受けたが、その謝罪の会議録」、「成績改ざん行為を行った理由について（悪意に満ちた行為を故意に行ったとする理由について）の顛末書（記録）」、「故意に『3』を付けられるなど、いじめを助長する行為を〇〇〇〇は受け、いじめ被害を受けた。被害生徒〇〇〇〇は自分以外の1年〇組男子全生徒の評定が5と4だけであることを『吹聴いじめ』を受けて知り得た。また、〇〇部員全員（同教員が顧問）が5と4だけであり、〇〇〇〇だけが3である旨『吹聴いじめ』を〇〇部員（主犯加害生徒〇〇）から受けて知り得た。このことに係る指導記録及び顛末書（記録）」、「評価（公簿）における不正な改ざん行為や嫌がらせ行為（いじめを助長する行為）を受け、『吹聴いじめ』が発生したことは周知の事実であるが、このことに係る指導記録及び顛末書（記録）」、「その後、被害生徒〇〇〇〇の通信票の評定と指導要録の評定を本来の評定に改ざんし直したが、このことに係る同顛末書（記録）」、「他の生徒の評定も改ざんが行われている恐れがあることを忠告の上で調査の要望をしたが、このことに係る同調査記録（顛末書）」、「このような同教員による悪質な行為や不適切な指導及び言動（いじめを助長する行為）が行われた後、その後も被害生徒はクラスメイトや同部員や同級生らから、心ない言葉をかけられ、悪口を言われるようになった。この吹聴いじめに係る調査記録」、「被害生徒が同教員にいじめら

れている等と学校内により広く知れ渡ってしまい、被害生徒は以前にも増して学校内での居場所がなくなってしまう。同生徒は、これまで感じていた『学校内で軽んじられ、相手にされない』という悩みをより深めることとなった。そして、その結果、被害生徒は、心を痛め登校を渋るようになった。その際の調査結果及び指導記録等々、「市教委で行われた、これらのことに係る会議録」及び「これらのことに係る調査結果及び記録がない場合、今後、市教委が再調査をいつ頃行うのか？ 今後の市教委各課の方針」

- (3) 「C氏（現〇〇中教諭）が『体罰や不適切な指導及び言動』を行ったことに係る顛末書（記録）」、「平成〇年〇月上旬、C氏（現〇〇中教諭）が、〇〇部員約 100 名や指導教員ら及び保護者らが見ている前で、生徒をつるし上げ、生徒が身動きができない状態で体育館の壁に何度も打ち付ける体罰を行ったことに係る記録」、「平成〇年〇月上旬、C氏（現〇〇中教諭）が、次の日も部員や指導教員ら及び保護者が見ている前で、〇〇〇〇に対して『遅刻だ！』等と 20 分間に渡り大声で威圧や罵声及び暴言を吐くなどの『言葉による暴力』を行ったことに係る記録」、「その後、このような同教員による悪質な体罰行為や不適切な指導及び言動が行われた後、被害生徒は同部員やクラスメイトらから、心ない言葉をかけられ、悪口を言われるようになった。この吹聴いじめの記録」及び「被害生徒が同教員にいじめられている（体罰を受けている）等とクラスにより広く知れ渡ってしまい、被害生徒は以前にも増してクラス内での居場所がなくなってしまった。同生徒は、これまで感じていた『クラス内で軽んじられ、相手にされない』という悩みをより深めることになった。そして、その結果、被害生徒は、心を痛め登校を渋るようになった。その際の記録」
- (4) 「C氏（現〇〇中教諭）が『体罰や不適切な指導及び言動』を行ったことに係る顛末書（記録）」、「『告発状（体罰事案について）』等文書を受け取っての会議（打合せ）等文書」、「平成〇年〇月上旬と中旬、被害生徒〇〇〇〇が欠席した日に、C氏（現〇〇中教諭）が、〇〇中学校〇〇部員らと一緒にあって、被害生徒〇〇のいじめに加担した。その際の記録」、「C氏は『サボリ』『サボりは許さない』『潰してやる』『学校に来られないようにしてやる』等々と言い放ちながら地面をおもいっきり蹴り上げた。このような行為は、少なくとも 3 度以上行われている。その際の記録」、「被害生徒〇〇は、継続しているいじめや継続している教員による不適切な行為等を受けたことによる体調不良で休んでいたために、登校後、学校内で吹聴いじめを受けたことによって、同教員による『言葉による体罰』や『不適切な指導及び言動』を知り得た。その際の記録」、「その後、このような同教員による悪質な体罰行為や不適切な指導及び言動が行われた後、被害生徒は同部員やクラスメイトらから、心ない言葉をかけられ、悪口を言われるようになった。この吹聴いじめの記録」、「被害生徒が同教員にいじめられている（体罰を受けている）等とクラスにより広く知れ渡ってしまい、被害生徒は以前にも増してクラス内での居場所がなくなってしまった。同生徒は、これまで感じていた『クラス内で軽んじられ、相手にされない』という悩みをより深めることになった。そして、その結果、被害生徒は、心を痛め登校を渋るようになった。その際の記録」、「平成〇年〇月〇日、〇〇中学校内で行われた上記に係る『謝罪の会』に係る記録」、「参加者記録（当方父母、F 教頭、C 氏、〇〇部顧問 H 氏の名前が記載されているもの）」及び「C 氏が『生徒らが（話を）盛っている』などと言い訳をし、当方父母

に対しての謝罪が記載されているもの」

- (5) 「『証明書発行についてのお願い1』で、事実証明書の発行について依頼をした。しかし、平成〇年〇月〇日付教育長回答書（HO教教第 142-143 号）では、『要望には応じられない旨回答いたします。』と回答があった。市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」
- (6) 「『告発状1 “元仙台市立〇〇中学校長 I 氏（現〇〇中学校長）が、被害生徒〇〇〇〇に係る体罰事案及びいじめを助長する行為によりいじめが発生した事案（重大事態）を放置・隠蔽（職務放棄及び怠慢，安全配慮義務違反）などを犯した事案等々について”で、仙台市教育委員会教職員課に対して告発を行い、『仙台市教育委員会職員に係る懲戒処分の基準』の規定に沿った対応を求めた。しかし、平成〇年〇月〇日付教育長回答書（HO教教第 142-135 号）では、『要求には応じられない旨回答いたします。』と回答があった。市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」
- (7) 「『告発状2 “体罰や不適切な指導及び言動等の事案について”』で、仙台市教育委員会教職員課に対して告発を行い、『仙台市教育委員会職員に係る懲戒処分の基準』の規定に沿った対応を求めた。しかし、平成〇年〇月〇日付教育長回答書（HO教教第 142-136 号）では、『要求には応じられない旨回答いたします。』と回答があった。市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて『本事案について放置・隠蔽を行う』等と決めた会議記録（発言者名も全て）」
- (8) 「平成〇年〇月〇日付市教委教育相談課『回答書』HO教学相第 469 号では I 氏が『体罰及びいじめを助長する行為（成績改ざん行為）』を『学校で適切に対応』と答え、体罰及びいじめを助長する行為（成績改ざん行為）自体を『学校で適切な対応』などと主張していることが明らかに読み取れる。本回答に記載の教員による指導の件（成績改ざん行為やいじめを助長する行為）に係る聴き取り結果について、学校及び市教委が作成した文書作成に係る文書記録及び関係文書記録（教員に対して聴き取った『年月日』『聴き取り場所』『事情聴取された教員名』『聴き取り者名』『事情聴取内容』『解決済み内容（校長の口頭注意等，教員処分についての詳細など）』等々）のうち、平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』以外の文書記録」
- (9) 「平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』において、次のような記載がある。『2 聴取結果②部活参加時の遅刻について（平成〇年〇月頃）』の最終行、『なお，生徒を壁に打ち付ける体罰は一切行っていない。』としている。しかし，居合わせた少なくとも 3 名以上教員らと，3 名以上の保護者と，100 名以上の部員生徒らとその一部始終を目撃しているのである。C 講師が，生徒に対して『何をニヤついてんだ！』『俺のことをバカにしているのか！』等と怒鳴りながら，生徒をつるし上げて何度も壁に打ち付ける体罰を行ったことをみんなが目撃しているのである。そして，心配した生徒らはこの生徒から直接話を聴いているのである。また，体罰を受けた生徒とその保護者らが，学校側と話し合いを行っていることについても『他の生徒らに対して告発があった』ために噂に挙がっているのである。この事案は，体罰を受けた生徒の

みならず、それを目撃した生徒らが恐怖心を抱く等の間接被害を受け、帰宅後その一部始終を保護者らに伝えている事案である。その後、他の生徒や保護者らに対して経過の説明が一切無かった。また、同記録のF教頭・9行目に『C講師からの体罰の訴えや、〇〇によるいじめの訴えは無く、このことについて父親とやり取りことは考えられず』との記載があるが、当方とF教頭との電話のやり取りは、少なくとも5回以上も行われており、そのうち2回は学校側（F教頭）からのものである。一回は私用の携帯から、もう一回は学校の電話番号からである。当方では、後日（同年〇月中）に電話でこれらのことを訴えており、F教頭からは、『現在、被害生徒の保護者との間において、解決に向けての話し合いを行っている最中であること』旨の話も聴いているのである。また、当方からは、『〇〇さんの保護者がキツイ方でありクレマーなので、今後も〇〇や〇〇家が標的にされることが予想されるので、しばらくは様子を見て欲しい』旨を伝えているのである。これまでに文書や口頭（電話）で求めてきた上記に係ることについて、聴き取った『年月日』『聴き取り者名』『事情聴取内容』等々についての文書記録のうち、平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』以外の文書記録

(10) 「平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』において、次のような記載がある。『2聴取結果②部活参加時の遅刻について（平成〇年〇月頃）』の5行目、『ある日、〇〇を含む複数の生徒が』との記載がある。しかし22分間も罵倒を受けたのは〇〇一人である。〇〇は涙を流しながら『僕遅刻なんてしていません』とC講師に対して何度も訴えているのである。また、父親は、この光景の一部始終を目撃している。C講師がみんなの前で『遅刻だ！』『遅刻は許さない！』『いくら走るのが速くてもレギュラーにはしない』『帰れ！』『練習には来るな！』『練習には交ぜない！』などと顔面に唾を吐き捨てながら（唾をかけながら）激高しているC講師の言葉による体罰の一部始終を父親は目撃している。そして、22分間も罵倒され続け、言い掛かりをつけられた様子をグッと堪えながら見ていた父親は直ぐに『どうしたのですか？』と説明を求めた。しかし、興奮冷めやらぬC講師は、保護者である父親に対してまでも『なんや！？』『保護者が出る幕じゃねえ！』『遅刻する奴は必要ねえ』等と罵倒してきた。その様子は、あたかもヤクザのようであった。そして、父親は『〇〇は私と一緒に来ているので決して遅刻なんてしてないこと』『正確な時間を、他の教員にも確認してほしいこと』『一部始終を目撃していたこと』『教頭（管理職）にこのことを伝えること』等々を言ったが、C講師の興奮は冷めやらず、『勝手にしろ！教頭なんて怖くねえし！！』『参加は認めない！』などと睨めつけながら言ってきた。※被害生徒〇〇〇〇は、心が傷つき走る気力も無くなってしまったので、練習に参加することもできず、唯々練習が終わるまで一人泣き続けたのである。そもそも中庭には全員が居て、誰一人も遅刻などしていないことは周知の事実である。そのことはC講師も分かっていたはずである。また、中庭で集まろうとしない生徒が居たとしても、『集合！』などと声を掛けるはずである。それを全く行わず、C講師は、〇〇一人だけをターゲットにし、言い掛かりをつけて罵倒した挙げ句、保護者までにも同様のことを行ってきたのである。当方では、F教頭に対して電話で上記の全てを報告している。当方とF教頭との電話のやり取りは、少なくとも5回以上も行われており、そのう

ち2回は学校側（F教頭の携帯と、学校の電話番号）からのものである。この事案は、言葉により体罰を受けた生徒のみならず、それを目撃していた生徒らが恐怖心を抱く等の間接被害を受け、帰宅後その一部始終を保護者らに伝えている事案である。その後、学校側から他の生徒や保護者らに対して、経過の説明は一切無かった。また、同記録のF教頭・6行目に『その結果、部活動に参加させるか否かといった基準が不明確であったと判断し、父親に対しては、以後気を付ける旨の電話を研修会場から掛けた』との記載があり、学校側の非を認める回答がある。これまでに文書や口頭（電話）で求めてきた上記に係ることについて、聴き取った『年月日』『聴き取り者名』『事情聴取内容』等々についての文書記録のうち、平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』以外の文書記録」

- (11) 「平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』において、次のような記載がある。『2聴取結果③C講師によるサボリ発言について（平成〇年〇月頃）』の4行目、『C講師は他の〇〇部員になぜ〇〇は休んでいるのか聞いたことがあった。』と記載があり、続けて『H教諭から知らされていれば、このような発言をすることはなかった。』と記載がある。そもそも『このような発言』と、発言内容を認めているのである。その態様については以下の通りである。『（地面を思いっきり蹴り上げながら）サボリ、サボりは許さない！潰してやる。学校に来られないようにしてやる！』等と激昂しながら発言したのである。このことについては、平成〇年〇月〇日の謝罪の会時にも、父親が再度確認を行っている。またその時に、C講師は『生徒らが話を盛っている（大げさに言っている）』旨の言い訳をしていたが、F教頭からの促しを受け『とにかく謝りましょう！』と教員らから謝罪を受けたものである。本事案は、『平成〇年〇月中旬』と『同年同月下旬』の2回も行われているのである。しかも、当方〇〇は、いじめ被害を受け登校渋りがあり、いじめにより体調不良による欠席が続いていたのである。しかし、C講師は、このことを知っていながら、2度も上記行動を起こしているのである。（他の生徒も同様のことを行われている。）C講師は、温かく見守るといった姿勢が無いばかりか、副顧問として正顧問に対して、生徒の欠席についての確認を疎かにした挙げ句、『H先生から知らされていれば』と反省の様子も全く見せていない。また、同文書6行目に記載がある通り、『〇〇部員が、その次の日に〇〇に対して“C先生が怒っていた”と話を大きくして話したということが真相』との記載がある。仮にそのことが事実であるとするならば、〇〇部員が〇〇に対して吹聴いじめを行っていることが明らかに確認できることである。さらに、同文書11行目に記載がある通り、『〇〇という生徒について認知していない。』との記載がある。『〇〇〇〇』は、被害生徒〇〇〇〇のクラスメイトであり、学級内の〇〇部員は（〇〇の他）『〇〇〇〇』一人しか存在しないのである。しかも『〇〇〇〇』はこれまでにいじめに加担してきた加害の一人でもある。このことについては、学校側は認知していたはずである。〇/〇担任の聴き取りメモには、加害『〇〇』の名前も記載がある。被害生徒〇〇〇〇は、学級内において、C講師による不適切な言動を知り得たのである。しかも学級内で『僕サボってなんかいないもん』と泣きながら訴えていたのである。このことは2度もあった事案である。これまでに文書や口頭（電話）等で求めてき

た上記に係ることについて、聴き取った『年月日』『聴き取り者名』『事情聴取内容』等々についての文書記録のうち、平成〇年〇月〇日教育相談課『〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係職員からの聴取結果』以外の文書記録」

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 請求人の当時の部活動副顧問の教員による体罰や不適切な指導及び言動並びに当時の体育科担当の教員による請求人の成績改ざん行為は悪質な事案であり、また、いじめを助長する行為でもあることから、請求人の父は当該事案について文書や電話及び口頭における問い合わせを再三行っており、実施機関はそれを受けて会議（打合せ）等の何らかの対応を行い、その記録を作成したはずである。
- (2) 請求人に対する生徒によるいじめ事案は、明らかにいじめ防止対策推進法に係る「いじめの重大事態が発生したケース」として取り扱うべき事案であり、また、当該事案並びに請求人に対する教員による体罰、不適切な指導・言動及び成績改ざん行為を放置・隠蔽したことは確実に実施機関の懲戒規定に該当する案件である。請求人側が平成〇年〇月〇日付けで送付した要望書への回答として実施機関から送付された「平成〇年〇月〇日付けの教育相談課長名の文書」（開示資料番号9）には、「平成〇年〇月〇日付けでお送りいただいた文書については、お申し出の趣旨は理解しました」「教員による指導の件については、聴き取りの結果、学校で適切に対応し」という記載がある。これらのことから、当該事案について実施機関（学校及び市教委）が事情聴取等を行い、「聴き取り調査記録」「聴き取り結果」等の文書を残していることは、社会通念に照らし合わせてみても当然といえる。
- (3) 実施機関は、請求に係る個人情報に記載した公文書は「〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係教員からの聴取結果」（開示資料番号 93）以外には存在しないと主張しているが、当該文書の記載内容は、平成〇年〇月〇日付けの要望書における請求人の父の訴えに照らして明らかに不足がある。
- (4) 本来であれば、教職員課が当該事案の事実関係を確認した時点で適切な対応をとるはずであるが、未だに対応がとられていない。当該事案について実施機関が「本日まで放置・隠蔽してきたこと」は、社会通念に照らし合わせてみても客観的に解釈できることである。よって、市教委（教職員課）内の会議及び打合せなどにおいて「本事案について放置・隠蔽を行う」等と決めた会議記録が存在するはずである。
- (5) 請求人の父は、当時の教育相談課の担当から「実施機関の記録を見た」「請求人から問い合わせがあったことについては実施機関で全て記録している」という話を聞いているため、当該事案に係る記録等が存在するはずである。
- (6) 請求人側が開示請求した文書は、条例上の非開示情報には該当しないため、当然開示されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

(1) 対象個人情報のうち2(2)及び(8)に対応する内容について

対象個人情報のうち2(2)及び(8)に対応する個人情報（請求人がその存在を主張する、当時の体育科担当の教員による請求人の成績改ざん行為に係る顛末書及び当該事案に係る関係教職員に対する調査等の記録）について、請求人は、当時の体育科担当の教員により請求人の成績改ざん行為が行われ、これによりいじめが助長されたと主張している。

市立中学校における成績評価については、通常、各校内の教科部会で評価基準等を定め、例えば、教科担任が基準に則り評定を付け、これを校長、教頭、教務主任が確認するという方法で実施している。評定への不服申立てやそれを受けての修正といったことは、頻繁に起こることではなく、対応の方法や記録の作成等に係る規定も存在しない。

請求人の1年次の体育科の評定については、請求人の父からの申し入れを受けて教科担任が校長、教頭を含め再度評定を見直した結果修正した案件であり、実施機関は成績改ざん行為とは認識していない。当該事案については、口頭での説明及び修正後の通信票の交付によって請求人及び請求人の父から理解を得られたものと認識しており、また、請求人の在学時における聴き取りや、平成〇年〇月に請求人側から提起された民事調停において言及がなされていないことから、教職員課において当該案件についての調査は行っていない。したがって、当該案件に関する調査結果、指導記録、顛末書等の文書は教職員課で作成しておらず、また、〇〇中学校でも当該案件に係る文書は作成していないことから、不存在である。

(2) 対象個人情報のうち2(3)、(4)、(9)、(10)及び(11)に対応する内容について

対象個人情報のうち2(3)、(4)、(9)、(10)及び(11)に対応する個人情報（請求人がその存在を主張する、当時請求人が所属していた部活動の副顧問の教員による請求人への体罰や不適切な指導・言動に係る顛末書及び当該事案に係る関係教職員に対する調査等の記録並びに平成〇年〇月〇日に〇〇中学校内で行われた「謝罪の会」の記録）について、実施機関においては、「〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係教員からの聴取結果」のとおり、請求人側の訴えを受け平成〇年〇月〇日に関係教職員等に聴き取りを行っており、その結果、当時請求人が所属していた部活動の副顧問の教員が体罰や不適切な指導及び言動を行ったという事実は確認できなかった。したがって、当該事案にかかる顛末書を作成しておらず、不存在である。

また、上記の聴き取り調査により請求人が主張するような体罰等の事実が確認されず、その後繰り返し行われた申立において、再調査が必要と思われるような新たな事実が示されることもなかったことから、これ以降、当該事案に係る聴き取り調査等は実施していない。したがって、「〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係教員からの聴取結果」以外には当該教員による体罰や不適切な指導及び言動に係る調査記録等は作成しておらず、不存在である。

平成〇年〇月〇日に〇〇中学校内で行われた「謝罪の会」については、実施機関は、部活動の副顧問の教員が、教員間の連絡不備により、請求人が体調不良のため部活動を休んでいることを把握しないまま「サボりではないか」という旨の発言をしたことについて謝

罪したものと了知しており、当該事案を教員によるいじめを助長する行為、体罰事案として認め謝罪したものではない。したがって、請求人が主張するような体罰等の事案の謝罪を目的とした「謝罪の会」はそもそも行っておらず、記録も不存在である。なお、教員間の連絡不備を謝罪した会についても、その場で請求人側の理解が得られたと判断したことから、記録も特段作成していない。

また、「〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係教員からの聴取結果」は、別途なされた請求人からの請求（請求書記載番号 31 番，32 番，33 番，34 番，35 番及び 36 番）に基づき、既に開示している（開示資料番号 93）。

(3) 対象個人情報のうち 2 (1) に対応する内容について

対象個人情報のうち 2 (1) に対応する個人情報（請求人側から提出された平成〇年〇月〇日付け告発状（上記の教員 2 名による、請求人への体罰や不適切な指導及び言動、成績改ざん行為並びに当時の校長の管理不行き届きを告発し、その処分を求めるもの）に対し合理的な回答がなされていないことに係る会議録）について、実施機関は、請求人がその存在を主張する、当時の体育科担当の教員による請求人の成績の改ざん行為及び当時請求人が所属していた部活動の副顧問の教員による請求人に対する体罰や不適切な指導・言動については、上記(1)及び(2)のとおりそのような事実はないと認識している。

また、請求人は、当時の体育科担当の教員による請求人への体罰や不適切な指導及び言動があったと主張しているが、実施機関は、請求人の在学時における聴き取りや、平成〇年〇月に請求人から提起された民事調停においてもこれについての言及がなされていないことから、当該教員が請求人に対する体罰や不適切な指導及び言動を行ったという事実はないと認識している。

以上の認識から、請求人からの同様の内容の告発状に対し実施機関は「要求に応じられない」旨を繰り返し回答しており、当該告発状を受けての改めての会議等は実施していない。したがって、当該会議に係る記録等は作成しておらず、不存在である。

(4) 対象個人情報のうち 2 (5)，(6) 及び(7) に対応する内容について

対象個人情報のうち 2 (5)，(6) 及び(7) に対応する個人情報（請求人がその存在を主張する上記の教員 2 名による請求人への体罰や不適切な指導及び言動、成績改ざん行為並びに請求人に対するいじめ事案について実施機関（教職員課）内で放置・隠蔽を行う等と決めた会議記録）について、実施機関は、請求人がその存在を主張する上記の教員 2 名による請求人への体罰や不適切な指導及び言動並びに成績改ざん行為については、上記(1)，(2) 及び(3) のとおりそのような事実はないと認識している。

また、請求人が中学校 1 年生であった平成〇年〇月に発生したいじめ事案については、同日の夜に当該いじめの加害生徒及びその保護者から謝罪がなされており、これ以降は請求人へのいじめは認められず、請求人が中学校在学中には請求人及び請求人の保護者からいじめが継続している旨の訴えもなかったことから、実施機関としては本件について適切に対応し解決したものと認識している。

よって、実施機関（教職員課）は、これらの事案について放置・隠蔽を行うと決めた会議も開催しておらず、当該会議に係る記録等も不存在である。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張、並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月に、請求人が当時在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。
- (2) 平成〇年〇月、請求人は仙台市を相手方とした民事調停の申立てを行った。その後、平成〇年〇月に当該民事調停は不成立となった。
- (3) 平成〇年〇月〇日、請求人の父及び母は、当時請求人が所属していた部活動の副顧問の教員による体罰や不適切な指導及び言動や、生徒らによるいじめ事案を放置したことについて、関係職員を処分することを要望する文書を実施機関あてに送付した。
- (4) 平成〇年〇月〇日、実施機関は上記(3)の文書への回答作成にあたって、当時の〇〇中学校の教頭及び講師への事情聴取を行い、「〇〇〇〇氏発出文書中の事案に係る関係教員からの聴取結果」（開示資料番号93）を作成した。なお、当該文書をもとに作成された回答書（開示資料番号9）は、平成〇年〇月〇日付けで請求人の父及び母あてに送付された。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は既に開示したものの以外には作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第48条第4項の規定に基づき、実施機関に対し以下のとおり見分調査を行った。

ア 教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求を受け令和3年10月1日に見分調査を行った。また、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第43号から同第47号までの審議の過程においても見分調査を行っている。これらの調査は、いずれも請求人及びその家族への対応に関係する記録を対象としており、二回の調査によって、教職員課執務室に保管されている全ての記録を確認した。

イ 教育相談課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第43号から同第47号までの審議の過程で、請求人及びその家族への対応に関係する全ての記録を確認した。

ウ 〇〇中学校に保管されている一連のファイル及び同校が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第36号及び同第37号の審議の過程で、請求人への対応に関係する全ての記録を確認した。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 53 号)

年 月 日	内 容
令和 3. 7. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた ・ 実施機関（教育局教育人事部教職員課）から弁明書の提出を受けた
3. 7. 15 (令和3年度第3回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
3. 7. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から反論書の提出を受けた
3. 7. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から反論書の提出を受けた
3. 8. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
3. 10. 28 (令和3年度第6回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
3. 12. 24 (令和3年度第8回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った
4. 3. 1 (令和3年度第9回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問に係る審議を行った